環　境　保　全

1　公害対策

昭和 38 年 10 月に，呉市公害対策研究会が発足し， 昭和 45 年に保健部に公害対策課を設置する。

以降，公害関係法令に基づき，大気，水質等，典型 7 公害のほか，産業廃棄物及び浄化槽業務等，環境保全行政全般について組織的に取り組んでいる。

昭和 42 年　4 月 1 日　呉市公害対策推進協議会(附属機関)設置
45 年 10 月 1 日　保健部に公害対策課を設置
平成　4 年　4 月 1 日　機構改革により環境保全課となる。
10 年　4 月 1 日　呉市公害対策推進協議会を発展的に解消し， 呉市環境審議会（附属機関)を設置
11 年　4 月 1 日　機構改革により環境政策課と環境管理課になる。
12 年 11 月 1 日　特例市への移行に伴い，騒音・振動・悪臭の規制地域指定，規制基準の設定等の権限が，県知事より移譲された。
21 年　4 月 1 日　特例条例により，大気汚染防止法(工場分)，ダイオキシン類対策特別措置法，特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（ＰＲＴＲ法)及び瀬戸内海環境保全特別措置法等の権限が県知事より移譲された。
24 年　4 月 1 日　環境基本法の改正により，騒音に係る環境基準の類型指定の権限が，県知事より移譲された。
28 年　4 月 1 日　中核市への移行に伴い，大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく総量規制事務等の権限が，県知事より移譲された。
令和　2 年 4 月 1 日　機構改革により環境管理課が環境政策課　環境試験センターとなる。

(1) 公害苦情発生処理状況

①　行政地域別件数（令和５年度処理分）

現象＼地域	中央，警固屋，宮原	吉浦，天応，昭和	阿賀，広，仁方，郷原	下蒲刈，蒲刈，音戸，倉橋，川尻，安浦，豊浜，豊	計
大気	2		3	1	6
水質	1	1	1	1	4
土壌汚染					
騒音	6	5	１１	3	２５
振動					
悪臭	5	4	8	3	２０
その他					
合計	１４	１０	２３	8	５５

② 用途地域別事案件数

用途地域＼結果	解決	未解決	合計
第一種住専	4		4
第二種住専			
住居	１３		１３
近隣商業	6		6
商業	4		4
準工業	6		6
工業	2	3	5
工業専用	2	1	3
調整区域	4		4
その他	１０		１０
合計	５１	4	５５

③ 現象別事案件数

現象＼結果	解決	未解決	合計
大気	6		6
水質	4		4
土壌汚染			
騒音	２５		２５
振動			
悪臭	１６	4	２０
その他			
合計	５１	4	５５

(2) 大気汚染防止対策

昭和 46 年 10 月 1 日に「大気汚染防止法」に基づく政令市となり，大気汚染の常時監視を実施し，また，平成 21 年４月１日の広島県の特例条例及び平成 28 年４月１日の中核市への移行により，大気汚染防止事務は権限移譲されている。

① 自動測定機による測定（一般環境大気測定局 ４局，自動車排出ガス測定局 1 局 西畑町）

測定場所	測定項目	測定種類
明立小学校	二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，窒素酸化物，オキシダント，風向・風速，炭化水素，微小粒子状物質	自動記録装置，クラウドシステム
宮原小学校	二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，窒素酸化物，オキシダント，風向・風速	〃
白岳小学校	二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，窒素酸化物，オキシダント，風向・風速，温度・湿度，炭化水素，日射，微小粒子状物質	〃
鍋山団地	二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，窒素酸化物	〃
西畑町	一酸化炭素，浮遊粒子状物質，窒素酸化物	〃

② 降下ばいじん測定

昭和 39 年５月から市内降下ばいじんを測定しており，現在デポジットゲージ法により 10 ヵ所で測定を実施。

③ 自動車排出ガス調査

昭和 43 年度から実施し，令和５年度は，東消防署で年２回の調査を実施。

④ 大気汚染常時監視クラウドシステム

昭和 47 年４月から市庁舎４階へ呉市監視局を設置し，上記自動測定機をテレメータで連結して常時監視を開始した。なお，機構改革により平成 11 年４月に呉市中央監視局を青山町の環境試験センターへ移設。令和元年度からクラウドシステムに更新。

⑤ 有害大気汚染物質環境濃度測定

平成 10 年度から実施し，令和５年度は白岳小学校と宮原小学校で年 12 回の調査を実施。

(3) 騒音振動防止対策

呉市では，昭和 44 年４月１日に「騒音規制法」，昭和 53 年３月１日には「振動規制法」に基づく規制地域が指定された。指定地域内では特定施設設置等に関する届出や規制基準の遵守等が義務付けられている。平成 12 年 11 月１日特例市への移行により，従前からの騒音振動規制業務に加え，規制地域の指定，規制基準の設定等は権限移譲されている。

平成 15 年４月１日に下浦刈町，平成 16 年４月１日に川尻町，平成 17 年３月 20 日に音戸町，倉橋町，安浦町との合併により，騒音振動等の規制業務を広島県から引き継ぎ，規制地域の範囲が拡大している。

なお，平成 17 年３月 20 日に合併した蒲刈町，豊浜町及び豊町は規制地域の指定はない。

(4) 水質汚濁防止対策

昭和 45 年の水質汚濁防止法の制定後，昭和 46 年度から市独自に公共用水域の監視及び工場排水等の調査等を行い，生活排水対策を含め総合的に水質保全業務に取り組んでいる。

平成４年３月 30 日に黒瀬川流域が生活排水対策重点地域に指定され，平成６年３月に「黒瀬川生活排水対策推進計画」を策定した。平成６年４月１日に「水質汚濁防止法」に基づく政令市に指定され，工場排水監視や公共用水域の常時監視事務等が市に委任されている。

また，平成 12 年 11 月１日からは特例市として，平成 28 年４月１日からは中核市として上記事務は権限移譲されている。

(5) 悪臭防止対策

呉市では，昭和 48 年５月 29 日に「悪臭防止法」に基づく悪臭規制地域が指定され，指定地域内の事業場等では，特定悪臭物質の排出について規制基準が適用されている。

特例市への移行により，従前からの悪臭規制業務に加え，規制地域の指定，規制基準の設定等は権限移譲されている。

現在規制地域は，呉市全域を指定している。

(6) 土壌汚染対策

平成 14 年５月 29 日に,「土壌汚染対策法」が制定され，平成 22 年に大幅に改正されている。その後，施行状況の点検及び見直しの検討が行われ，土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため，平成 29 年に一部が改正され，平成 31 年４月１日から全面的に施行され，土壌汚染対策法が適用される有害物質使用特定施設の廃止または一定規模以上の土地の形質変更等の届出が義務づけられている。届出や土地履歴の調査資料等を保管・蓄積することで，土壌環境の情報提供を行い，人への健康被害を防止するよう努めている。

また,平成 16 年 10 月１日から特例市として,平成 28 年４月１日からは中核市への移行により，土壌汚染対策法の事務は権限移譲されている。

(7) 産業廃棄物対策

昭和 45 年 12 月 25 日に,「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定され，平成３年，９年，12 年，17 年，22 年及び 29 年には大幅な改正が行われている。関係者への法律の周知徹底を行うほか，呉市は同法上の政令市として，産業廃棄物処理業の許可権限を有しており，産業廃棄物の適正処理が行われるよう，事業者及び処理業者等への立入調査等を行い，監視指導に努めている。

(8) 浄化槽

昭和 58 年５月 18 日に「浄化槽法」が制定(昭和 60 年 10 月１日施行)され，設置届の受理，維持管理等の監視，指導を行っている。また，生活排水対策として浄化槽の普及を図っており，昭和 63 年４月１日に「呉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱」を定め，住宅に浄化槽を設置する場合(下水道予定処理区域内，コミュニティ・プラント処理区域内及び集落排水処理事業区域内での設置を除く。)の補助制度を実施している。

実績及び補助金額

区分	令和４年度実績(基)	令和５年度実績(基)	１基当たりの補助金額(円)
５ 人 槽	１６	１３	332,000
７ 人 槽	１	３	414,000
10 人槽	０	１	548,000
合 計	１７	１７	

(9) 広島県生活環境の保全等に関する条例の施行

平成 15 年 10 月７日に「広島県公害防止条例(昭和 46 年制定)」が全面改正され,「広島県生活環境の保全等に関する条例」が制定・公布された。従来対象としていた大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭防止対策，屋外燃焼行為の禁止，公害防止協定の締結に加えて，地球温暖化防止・自動車排出ガス等の削減対策，有害物質の地下浸透の禁止，事故時の措置，土壌汚染・化学物質・廃棄物・リサイクル対策，環境教育・環境学習の推進等の規定が追加された。

(10) 公害防止協定締結工場

昭和 46 年 10 月　8 日	呉市－日新製鋼㈱呉製鉄所，東洋パルプ㈱，㈱淀川製鋼所呉工場
46 年 11 月 30 日	呉市－石川島播磨重工業㈱呉造船所，バブコック日立㈱呉工場，中国工業㈱，寿工業㈱，セーラー万年筆㈱天応工場
47 年 12 月 13 日	広島県・呉市－日新製鋼㈱呉製鉄所，東洋パルプ㈱
48 年 12 月 24 日	呉市－月星工業㈱
54 年 10 月　2 日	呉市－㈱ミツトヨ広島事業場呉工場
58 年　6 月 16 日	呉市－中国木材㈱
50 年　5 月～ 60 年 5 月	呉市－虹村工業団地，広東大川工業団地立地企業
59 年　3 月 31 日	広島県・呉市－日新製鋼㈱呉製鉄所　公害防止協定の改定
59 年 12 月　～ 60 年　9 月	呉市－川原石臨港団地立地企業
63 年　4 月～ 63 年　8 月	呉市－仁方工業団地
63 年　7 月～ 平成元年 4 月	呉市－呉市白岳工業団地
63 年　8 月～ 平成 7 年　1 月	広島県・呉市－桑畑地区工業団地
平成元年　4 月　1 日	広島県・呉市－王子製紙㈱呉工場
〃	呉市－呉通運倉庫㈱
平成元年　5 月 29 日	呉市－白洋産業㈱
4 月　3 日～	呉市－長谷地区工業団地
8 月　3 日～	広島県・呉市－郷原地区工業団地
12 年　4 月　1 日～	呉市－㈱ナック西日本
14 年 10 月　1 日～	呉市－㈱アイ・エイチ・アイ　マリンユナイテッド呉工場
18 年　2 月 20 日～	呉市－神田造船所㈱川尻工場
18 年　8 月　1 日～	呉市－㈱いけうち呉工場
19 年　2 月 19 日～	呉市－㈱ディスコ広島事業所呉工場
19 年　5 月 15 日～	呉市－苗代工業団地
20 年　2 月 25 日～	呉市－㈱音戸工作所音戸工場
21 年　4 月 16 日～	呉市－コカ・コーラウエスト㈱
22 年　2 月 18 日～	呉市－㈱ショーワ
23 年　6 月 14 日～	呉市－呉運輸機工㈱
23 年　3 月　8 日～	呉市－㈱ユーシン
25 年　3 月 22 日～	広島県・呉市－寺田倉庫㈱
25 年 12 月 10 日～	呉市－徳澤運輸㈱
27 年　5 月 25 日～	広島県・呉市－㈱ハイメック
27 年　9 月 30 日～	広島県・呉市－㈱ST ソーイング
28 年　3 月 15 日～	呉市－竹中モータース㈱

28年 5月31日～　呉市－㈲コーシン苗代工場
28年11月18日～　呉市－㈱泉工作所苗代工場
29年 2月 7日～　呉市－森田工業㈱安浦工場
29年 2月10日～　呉市－㈱奈良運送
29年 2月13日～　呉市－㈱広エンジニアリング苗代工場
29年 3月 8日～　呉市－㈱黒野金属苗代工場
29年 3月15日～　呉市－㈱テクノス西本苗代工場
29年 3月27日～　呉市－㈱S H L
29年 4月27日～　呉市－ベンダ工業㈱
29年 6月12日～　呉市－中国木材㈱
29年 9月 4日～　呉市－日本通運㈱
30年 2月20日～　呉市－㈱ヒロコージェットテクノロジー
31年 2月15日～　呉市－長浜産業㈱
令和元年11月 1日～　呉市－山陽海運㈱
2年 1月27日～　呉市－㈱大竹山工業所
2年 3月30日～　呉市－㈱中電工
2年 6月10日～　呉市－㈱マスヤ工業
2年 6月29日～　呉市－広島日野自動車㈱
2年10月 1日～　呉市－呉重車輌㈱
3年 4月20日～　呉市－大森運送㈱
5年 4月12日～　広島県・呉市－越山容器㈱
6年 3月22日～　呉市－三菱重工㈱　公害防止協定の改定

2　環境衛生

(1) 斎場現況

内容 / 火葬場等	開　設	所　在　地	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	火葬炉 (基)
呉市斎場	平成18年4月	呉市焼山町字鍋土10723番地の24	19,979.10	3,692.21	10 (汚物炉) 1 (動物炉) 1
蒲刈火葬場	平成17年3月	呉市蒲刈町田戸41番地1	1,591.00	238.00	1
東部火葬場	平成22年4月	呉市安浦町大字安登字寒風11018番地の1	1,033.88	922.18	3
豊火葬場	平成2年3月	呉市豊町大長字南北小長4318番地3	415.61	337.00	2
江田島市 葬斎センター	平成8年4月	江田島市大柿町飛渡瀬4518番地2ほか	敷地部分はすべて江田島市の持ち分 (20,321.80㎡)	3,198.34㎡（建物・駐車場）のうち呉市持ち分39% 火葬炉5基	

(2) 斎場利用状況

種別 / 火葬場	令和5年度													
	件数合計	大人		小人		死産		胞衣		動物		霊安室		使用料合計
		市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	
(使用料)	3,596	21,000	72,000	16,800	57,600	8,400	28,800	2,100	7,200	6,300	21,600	2,100	7,200	93,577,800
呉市斎場		2,614	502	2	1	11	3	159	0	274	7	21	2	
(使用料)	9	21,000	72,000	16,800	57,600	8,400	28,800	2,100	7,200	−	−	−	−	189,000
蒲刈火葬場		9	0	0	0	0	0	0	0					
(使用料)	538	21,000	72,000	16,800	57,600	8,400	28,800	2,100	7,200	−	−	−	−	12,050,400
東部火葬場		522	15	0	0	1	0	0	0					
(使用料)	1	18,000	54,000	14,400	43,200	7,200	21,600	1,800	5,400	−	−	−	−	18,000
極楽苑 R6.4.1廃止		1	0	0	0	0	0	0	0					
(使用料)	2	18,000	54,000	14,400	43,200	7,200	21,600	1,800	5,400	−	−	−	−	36,000
豊火葬場		2	0	0	0	0	0	0	0					
合　計	4,146	3,148	517	2	1	12	3	159	0	274	7	21	2	105,871,200

(3) 市営墓地

令和６年３月末現在

名　称	面　積（㎡）	区画数
警固屋墓地	2,895.00	274
室瀬墓地	1,628.00	230
坪内墓地	528.00	168
神原上墓地	4,659.61	558
神原下墓地	740.00	191
古江墓地	5,389.00	811
鹿田墓地	4,369.30	529
望地墓地	9,845.00	672
江原墓地	3,846.04	866
二河墓地	27,145.22	2,428
二川墓地	1,087.00	255
塩屋墓地	1,954.25	330
吉浦墓地	7,696.72	615
蒲刈墓地	1,225.00	43
計	73,008.14	7,970

(4) 公園墓地

令和６年３月末現在

名　称	面　積（㎡）	区画数
川尻公園墓地	47,266.39	832
音戸墓園	8,717.83	265
計	55,984.22	1,097

３　ごみ処理

家庭から出るごみの収集について，ごみの減量とリサイクル促進を目的として「指定袋制度」いわゆる家庭ごみの有料化を導入しており，可燃ごみ，不燃ごみ，粗大ごみは有料で，資源物，有害・危険ごみについては無料で，分別収集を行っている。

分別区分		収集頻度	収集方法	備　　考
可燃ごみ		週２回	ステーション方式	平成 16 年 10 月から有料化を導入
不燃ごみ		週１回		
粗大ごみ		月１回		
資源物	びん類・缶類・紙類	隔週	ステーション方式	平成 10 年度収集開始
	ペットボトル			平成 12 年度収集開始
	白色トレイ	随時	拠点回収	平成 17 年度収集開始
	衣類品等			平成 22 年度収集開始
	小型家電製品			平成 24 年度収集開始
有害・危険ごみ		月１回	ステーション方式	平成 10 年度収集開始 平成 16 年度からスプレー缶，小型カセットボンベ，使い捨てライターを分別品目に追加 令和２年度から小型充電式電池やモバイルバッテリー（ボタン・リチウムイオン・ニカド電池）を分別品目に追加

(1) ごみの収集量

クリーンセンターくれ　　（単位：ｔ）

年度	収集量	搬入先	
		焼却処理施設	破砕選別施設
Ｒ元	40,891	37,404	3,487
Ｒ２	40,926	36,913	4,013
Ｒ３	39,752	36,098	3,654
Ｒ４	38,751	35,370	3,381
Ｒ５	35,117	32,091	3,026

芸予環境衛生センター　　（単位：ｔ）

年度	収集量	搬入先	
		焼却処理施設	破砕選別施設
Ｒ元	572	536	36
Ｒ２	550	509	41
Ｒ３	537	496	41
Ｒ４	534	496	38
Ｒ５	455	422	33

(2) ごみの搬入状況

クリーンセンターくれ（単位：ｔ）

年度	搬入量
R元	79,556
R２	73,925
R３	74,399
R４	69,845
R５	65,832

※　令和元年度には，平成30年
　７月豪雨災害ごみを含む。
※　江田島市,今治市関前地区を含む

芸予環境衛生センター　（単位：ｔ）

年度	搬入量
R元	1,223
R２	1,223
R３	1,247
R４	1,303
R５	1,242

※　今治市関前地区を含む。

(3) ごみの施設別処理状況

クリーンセンターくれ・エコ･グローブくれ・芸予環境衛生センター（処理量）（単位：ｔ）

年度	総　量	クリーンセンターくれ		エコ・グローブくれ	芸予環境衛生センター
		焼却処理施設	破砕選別施設		焼却処理施設
R元	93,298	76,353	6,429	9,398	1,118
R２	83,172	69,473	5,520	7,064	1,115
R３	93,280	73,714	9,843	8,580	1,143
R４	90,405	70,077	10,518	8,597	1,213
R５	83,935	65,605	9,376	7,846	1,108

※　(2)搬入量と(3)処理量の差は，二重処理(焼却残さ→埋立処理等)を含むことによるもの。
※　令和元年度･令和2年度のクリーンセンターくれ分は，令和元年10月31日の火災により，破砕選別施設の処理が一部未実施となったが令和5年度末で処理を完了した。
※　令和元年度には，平成30年7月豪雨災害ごみを含む。
※　江田島市分，今治市関前地区を含む。

(4) 資源物，有害・危険ごみ搬出量

（単位：ｔ）

年度	総数	資源物							有害ごみ	危険ごみ
		缶	びん	紙類	ペットボトル	白色トレイ	衣類品等	小型家電		
Ｒ元	6,278	350	1,150	4,119	377	1	134	13	82	52
Ｒ２	6,279	363	1,042	4,207	377	1	147	15	76	51
Ｒ３	6,167	353	1,010	4,102	382	1	147	17	89	66
Ｒ４	5,904	322	1,017	3,910	374	1	130	16	80	54
Ｒ５	5,429	318	989	3,463	380	1	135	16	76	51

(5) クリーンセンターくれ

◎所在地　　呉市広多賀谷3丁目9番3号

◎敷地面積　　12,283 ㎡

◎建設費　　178 億 5,510 万3千円

財源内訳　　（単位:千円）

区分	事業費	財源内訳			
		国庫補助金	起債	一般財源	その他
焼却処理施設	16,173,949	6,907,523	8,314,400	827,206	124,820
破砕選別施設	1,681,154	578,348	1,016,900	85,906	
合　　計	17,855,103	7,485,871	9,331,300	913,112	124,820

※ 一般財源(焼却処理施設)には電気工事負担金等 42,568,937 円を含む。

※ その他は各町負担金(下蒲刈町，蒲刈町，川尻町，安浦町，江田島町，大柿町，沖美町，能美町)

◎工期　　着工 平成 12 年6月　 完成 平成 15 年3月

（稼動　焼却処理施設:平成 14 年 12 月　破砕選別施設:平成 15 年4月）

◎延床面積　　工場棟 19,364 ㎡　管理棟 1,509 ㎡　計量棟 159 ㎡

◎焼却処理施設　①炉形式　全連続式流動床炉

②処理能力　380 トン／日(126.8 トン／日×3炉)

③灰溶融炉　33 トン／日

④発電設備　7,000kW

◎破砕選別施設　①処理方式　2軸及び回転式破砕機(4種機械選別)

②処理能力　55 トン／日

(6) 呉市資源化施設

◎設置場所　　呉市広多賀谷4丁目地内

◎施設　　①空き缶，ペットボトル選別圧縮施設
②缶類，ペットボトル，有害ごみストックヤード
③紙類ストックヤード
④カレット選別ストックヤード
⑤有害ごみ処理施設

◎稼働年月日　　平成 12 年8月

◎工事費等　　1億 5,700 万円

(7) 芸予環境衛生センター（ごみ処理施設）

◎所在地　　呉市豊町大長 6329 番地1

◎敷地面積　　22,347 ㎡

◎建設費　　8億 4,460 万3千円（国庫補助金　2億 351 万2千円）

◎工期　　着工　平成7年9月　　完成　平成9年3月

◎延床面積　　1,007 ㎡

◎処理能力　　7トン／8h（焼却処理設備）　2トン／5h（不燃物処理他）

※令和 5 年度末で焼却処理を終了した。

(8) エコ・グローブくれ（呉市一般廃棄物最終処分場）

◎所在地　　呉市焼山町字打田 619 番 1

◎敷地面積　　121,133.25 ㎡

◎被覆施設（埋立地）　　埋立面積　18,772 ㎡
埋立容量　272,197 ㎥

◎浸出水処理施設　　処理能力　48 ㎥／日

◎工期　　着工　平成 24 年４月　　完成　平成 27 年３月

４　し尿処理

し尿処理世帯数・収集量とも年々減少の傾向にある。
これは，計画的な公共下水道の普及によるものである。

(1) し尿の収集・処理量〔旧市内分〕

（単位：kℓ）

年度	総　量	収　集　量		処　理　量	
		委託分	許可分	東部処理場	新宮処理場
Ｒ元	3,592.4	2,448.6	1,143.8	2,650.9	941.5
Ｒ２	3,385.6	2,274.1	1,111.5	2,598.6	787.0
Ｒ３	3,077.0	2,222.4	854.6	2,458.9	618.1
Ｒ４	2,880.3	1,938.4	942.5	2,218.5	662.4
Ｒ５	2,622.9	1,681.5	941.4	2,023.2	599.7

汲取内訳（委託分）

（単位：kℓ）

年度	汲取量	汲取内訳	
		一般世帯	公衆便所
Ｒ元	2,448.6	2,445.9	2.7
Ｒ２	2,274.1	2,270.7	3.4
Ｒ３	2,222.4	2,219.8	2.6
Ｒ４	1,938.4	1,936.0	2.4
Ｒ５	1,681.5	1,678.2	3.3

※ 18 年度より一部高地部世帯の委託を開始。27 年度には,委託エリアの拡大を図っている。

処理量内訳（委託分）

（単位：kℓ）

年度	東部処理場	新宮処理場
Ｒ元	1,806.9	641.7
Ｒ２	1,745.5	528.6
Ｒ３	1,775.9	446.5
Ｒ４	1,492.7	445.7
Ｒ５	1,297.0	384.5

(2) 東部処理場（し尿等前処理施設）

◎所在地　　呉市広多賀谷３丁目９番１号

◎敷地面積　　5,144 ㎡

◎処理能力　　88 kℓ／日（固液分離希釈下水道放流）

◎年間処理量（Ｒ５年度）　5,265 kℓ（し尿　2,154 kℓ　　浄化槽汚泥　3,111 kℓ）

※本新施設は，市内全域を対象とした集約処理施設として整備を行い，令和 6 年 3 月 15 日に竣工。

なお，同施設の試運転開始に伴い，段階的に処理を移行し，令和 6 年1月 29 日以降は全て新施設で処理を行った。

（上記年間処理量は，新・旧施設の合計処理量を記載したもの。）

(3) 長門園

◎所在地　呉市倉橋町 4818 番地
◎敷地面積　10,514 ㎡
◎処理能力　40 kℓ／日（膜分離型高負荷脱窒素処理方式）
◎年間処理量（R５年度）　13,774 kℓ（し尿　5,722 kℓ　　浄化槽汚泥　8,052 kℓ）

(4) 安浦処理場

◎所在地　呉市安浦町大字安登 3069 番地
◎敷地面積　19,180 ㎡
◎処理能力　30 kℓ／日（低希釈二段活性法方式）
◎年間処理量（R５年度）　2,495 kℓ（し尿　920 kℓ　　浄化槽汚泥 1,575 kℓ）
※(2)の施設においてし尿等の集約処理を開始したことにより令和5年度末で受入を終了した。

(5) 芸予環境衛生センター（し尿処理施設）

◎所在地　呉市豊町大長 6329 番地１
◎敷地面積　22,347 ㎡
◎処理能力　10 kℓ／日（膜分離型高負荷脱窒素処理方式）
◎年間処理量（R５年度）　1,652 kℓ（し尿　567 kℓ　　浄化槽汚泥　1,085 kℓ）
※(2)の施設においてし尿等の集約処理を開始したことにより令和5年度末で受入を終了した。

５　資源集団回収

資源は有限であるとの認識のもと，古紙等再生利用可能なものについて，環境の保全とごみの減量，資源の再利用を目的として，自治会，子供会，ＰＴＡその他各種団体の協力を得て資源集団回収に取り組んでいる。

また，昭和 54 年に報償金制度を設け，活動の一層の推進を図っている。

回収実績と報償金単価

年　　度	R元	R２	R３	R４	R５
回収量	3,502	2,893	2,869	2,700	2,454
報償金単価	6	6	6	6	6

（注）t未満四捨五入